

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員区分)

第2条 役員の勤務実態に応じて、次のとおり区分する。

- (1) 常勤役員会長、常務理事
- (2) 非常勤役員 副会長、理事、監事

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員には、報酬及び手当を支給する。ただし、事務局職員として給与を受け取っている者には、役員としての報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤役員には、その職務のため理事会等に出席したときは、報酬として月額4,000円を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、次のとおりとする。

会長 月額 310,000円

常務理事 月額 245,000円

- (2) 手当については、本会給与規程の職員の例に準じた額とする。ただし、退職手当は支給しない。

(費用の弁償)

第5条 常勤役員が職務のため出張したとき、並びに非常勤役員が理事会等に出席したときは、本会旅費規程の職員の例に準じた旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給は、本会給与規程の職員の例に準じる。

- 2 非常勤役員に対する報酬の支給は、本人の申し出により口座振り込みの方法によって支払う。

(公 表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 役員・評議員・委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和45年3月30日制定）、常勤役員の報酬及び旅費規程（昭和61年5月29日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。